

2012年10月13日・14日大阪府阪南市で、第15回全国シェルターシンポジウム2012 in
はんなん・近畿『^{わたし}女のからだは ^{わたし}女のもの DV・性暴力救援センターを全国に！

～とりもどそう性の自己決定権～』が開催されました。参加した会員からの報告をお届けします。

[基調講演報告]

「性暴力被害者への法的支援の現状と課題」

講師：雪田樹理さん（弁護士）

雪田樹理弁護士は、SACHICO（性暴力救援センター・大阪）の運営委員で、SACHICOを支援する弁護士ネットワーク（26人）を構築。子どもの人権、女性の人権、外国人に関する分野での弁護士活動を、長年、行ってこられた方である。

雪田さんは、性暴力被害の実態やSACHICOでの経験を具体的にあげながら、法的な視点から性暴力被害者支援の課題について述べられた。

1. 刑法の問題

明治時代の家制度のもとで作られた刑法が今も生きている。肝心な強かん罪への規定が、被害者の必死の抵抗を要求する「暴行又は脅迫」を用いた「姦淫」を要件とし、性暴力の被害実態に見合わない規定である。実際の被害に見合った犯罪累計の構築が必要である。

2. 犯罪捜査や訴訟手続きの問題

2011年の内閣府調査によると性暴力被害者の7割近くが、どこにも誰にも相談していない。警察に届けない、あるいは告訴しない理由の一つに、警察・検察で繰り返し事情聴取を受け、弁護士にも説明し、裁判所でも証言を行わなければならないという精神的負担の重さや、その過程での二次被害がある。事情聴取は欠かせないことだが、軽減の工夫が必要。また、密室で起きることの多い事件であり、迅速で適格な証拠収集が求められるが、捜査は消極的である。

3. 裁判所の問題

2009年4月に出された最高裁判所での強制わいせつ事件に関する無罪判決以後、各地で無罪判決が相次いでいる。被害者の供述の信用性判断に関して、「特に慎重な判断」を要求し、被害者のとった対処行動を、「強かん神話」に基づく経験則、加害者の肩書きなどにより判断するなど、性暴力被害に対する無理解や女性に対する偏見に基づいた裁判が目立っている。雪田さんが幾つか読まれた判決理由に、会場からどよめきが起こった。

日本の性暴力をめぐる状況については、国連から様々な勧告が出されている。国連は2015年までに、すべての国で、国際的な人権基準に則った、暴力を罰する国内法を制定・施行することを目標とするキャンペーンを行なっている。日本も、性暴力救済のための総合的支援を可能とする法律制定が必要。ジェンダーに敏感な司法、そして、性暴力被害者を支援するために、全国各地に性暴力救援センターの設置をと結ばれた。岡山市においても、センター設置が望まれる。

800人の会場は満席。続いて行なわれたパネルディスカッションも含め、皆、集中して聴き入り、会場は熱かった。素晴らしい弁護士に出会え、とても嬉しい。（鬼木のぞみ）

支援の前に立ちほだかる法律の限界や司法の壁がある

基調講演に続くパネルディスカッションで印象的だった雪田樹理弁護士のお話。

性犯罪に関する刑法の裁きは「強姦罪刑法 177 条による：暴行又は脅迫を用いて 13 才以上の女子を姦淫した者は強姦の罪とし、3 年以上の有期懲役に処する」

問題は、行為において暴行や脅迫があったと被害者が証明しなければならないこと。また、被害者が 13 才以下の場合も多いのにこの子たちは法的な対象外である。女子は「被害が世間に知られると傷がつく」「何度も事件の詳細を尋ねられて 2 次被害になる」

そして親告罪なので「家族や知人を犯罪者にしたくない」意識が親告をためらわせる事。

せっかく裁判にかけても、3 年程度の有期懲役では処罰が軽すぎる事等である。

- 犯罪類型の見直しが求められる。
- 犯罪捜査や訴訟手続きの問題もある。求められるのは、初動捜査の迅速さ、積極的な証拠収集であるが、逆に繰り返される事情聴取は被害者にとってかなりな重圧である。
- 2009 年 4 月の最高裁による強制わいせつ事件の無罪判決以降、各地で無罪判決。
- 裁判員裁判の検証が必要である。

<根深いのは性暴力被害者への無理解や被害女性に対する偏見である>

国際基準からも日本に対する様々な勧告が出されている。

①国連による勧告：自由権規約委員会（2008 年 10 月）

②女性差別撤廃委員会（2009 年 8 月） など

<各地に性暴力救援センターの設置の動きが広がる>

民間レベルでは大阪に続いて、東京、札幌。神戸も準備が始まっている。性暴力被害者に対する総合的支援を可能にする法律の制定を！！

そして、岡山にも救援センターを！
(横田えつこ)

A-2 分科会 DV 被害女性と居住の権利

～デンマークと日本のシェルターの現状及び住環境の改善に向けて～

ここでは夫の暴力から逃れるには安全な住居の確保が不可欠であり、緊急一時保護施設であるシェルターについて住居学の研究者から、デンマークと日本の施設の空間や生活の質の価値観の違いなどの報告があった。デンマークは国家の戦略として DV 被害者支援に取り組んでおり、被害者であろうと最低限の普通の生活を保障するという位置づけ。そこがそもそも違うのですが...国内 43 箇所のシェルターがあり、大人 47 名子ども 30 名の最大のシェルターからグループホームの小規模なところまでさまざま。中には王妃が城を丸ごと被害者のためにとシェルターにしているところもあるとか。共通のコンセプト、心のケアと子どものケアが最優先で完全個室キッチントイレ付、個人スペース以外にリビング、リソースルーム、子どもの遊び場は必ずいるもので、壁紙や家具のコーディネートも専門家が心のケアを考えてコーディネート、心理士などの専門職も必ず置くこととなっている。

以上の報告についての感想としては、デンマークの公的支援のあり方と皇室を先頭にした寄付文化など国の状況が違うが、日本の公的シェルターは婦人相談所が行うという法的位置づけであり、婦人相談所の設置要項には利用者あたり居住有効面積約 2 畳以上という内容では 6 畳間に 3 人入っていいということになるので、法律から見直すべき問題だとあらためて実感した。
(竹永みつえ)

B-8 分科会 デート DV 被害者の安心と安全を目指して

講師・コーディネーター 伊田広行（立命館大学非常勤講師）

デート DV について基本的な事項について説明があった。デート DV の被害者本人は明確に DV とは思っていない。相談者は別れられない状況を踏まえて、まずは傾聴しながら批判せず、指図せず、気持ちを聞きながらデート DV の知識を伝えていく。その後、気長に関わりながら安全に別れる具体策を話しあう。加害者には責任の取り方を伝える。

司会・発題者：小柴久子（NPO 法人山口女性サポートネットワーク）デート DV 防止教育を各地域で進めているが、まだまだ被害者や加害者への対応に困っている現状から、今回の分科会で事例を出し合っただけで対応の報告と課題を参加者と共に考える機会とした。 発題

者：貝原己代子（NPO 法人さんかくナビ）デート DV が社会の認識が無い頃に被害者に出会い、デート DV プロジェクトを立ち上げ理解を広げながら、当事者に寄り添い長い時間をかけて支援を続けてきた。：谷元絢子（NPO 法人ホッとる一むふくやま）経済力のある女性が加害者と別れたが債務を残されて心は穏やかにはなれない。別れた後の心のケアの難しさを感じている。：石田邦子（女性と子どもの人権を守るエンゼルランプ）付き合っている時から暴力がありながら結婚後も暴力があるがそこから脱却出来ないか当事者が抜け出る力をどうつけていくかの支援に悩んでいる。

出された意見で共通しているのは、*ゆっくりと時間をかけて支援をしながら本人が解決する力をつけていくことが重要である。*自尊感情を高めていく支援が必要である。

（貝原己代子）

B-9 分科会

アドボケイトの基礎としてのフェミニストカウセリング

SACHIKO がある阪南市で開催された DV シェルターシンポジウム。福山阪南市長の感動的な「阪南市 DV 根絶宣言」で幕を開けました。私は 2 日目の分科会は、「アドボケイトの基礎としてのフェミニストカウセリング」に参加しました。分科会では、アドボケイト（クライアントの権利の擁護や権利の代弁をする活動であり、クライアント自身が自己尊重感と生きる希望を取り戻すプロセスへの援助の一つ）の理念に則り、当事者にいかに関わっていくか、当事者の身になって寄り添い、社会へのアクションをして行くかを学びました。内容は、1、裁判支援（意見書・専門家証書）2、被害者救済を目指すフェミニストカウセリング 3、フェミニスト・トラウマカウセリング（ハーマンの心理的回復の 3 段階）。特に 1 の裁判支援についてで、被害者のアドボケイトに関して、被害者の心理・行動などを、心理学的、精神医学的に説明、ジェンダーの視点に立った心理学的、精神学的説明であることが必要であるのに日本ではこの事が非常に少ないとの事が残念でした。事例を含めて、また一命を取り留めることが出来た当事者から直接お話を伺うこともできました。

このアドボケイトの基礎研修の案内やアドボケイターの資格取得に関して大変興味を持ちました。これまで当事者との関わりを経験してきた中で必要な考え方だと大変勉強になりました。

（頓宮美津子）